

司法制度改革推進本部顧問会議用メモ

2003年7月30日 小島 明

先約の国連大学・ユネスコ・シンポジウムでの発表担当の時間と重なり、誠に残念ですが欠席させていただきます。多忙な方々が多いことを考慮し、時には午前8時 - 9時半といった時間に開催することも検討されてはいかがでしょうか。

以下、若干の感想を申し述べます。(この意見は公開してください)

基本的な考え方の確認ですが、「制度改革」が「改革」の鮮烈な印象を持ち、国民の意識の改革を促すためには、現在の制度との整合性ばかりを重視してはならない。国民を統治するための司法でなく、国民のための、国民参加による司法への転換という視点から、むしろ過去の制度との決別が明確に分かるような改革を目指す必要がある。

1、「知的財産裁判所」の創設 = 中国等の新興工業国の急速な台頭を背景としてモノの世界での大競争時代のもとで、世界最高賃金の日本が閉塞感を打ち破りさらなる発展を目指すには、単なるモノづくり経済でなく知識、情報、技術集約的で知的財産を生み出せるようなダイナミックな経済・社会でなければならない。そのためには、司法の面からも「知的財産立国」という戦略的な発想に基づき「知的財産重視へむけ司法も明確に変わった」とはっきり分かるようなメッセージを制度改革の形で発することが重要。それには、新たに「知的財産裁判所」設置という誰にもはっきり分かる制度改革が肝要・

この種の知的財産裁判所はすでに主要国が導入している。日本は、後れをとっている現実を自覚する必要がある。スピードが企業・産業の競争力確保のポイントになっている。ますます多くの企業が知的財産戦略を重視しつつあるが、この分野では日本の司法に失望している優良企業が多い。これら企業の多くは、日本の司法に期待せず、はじめから迷わず米国等の司法に依存する傾向が強い。それは、知的財産面で日本の司法がはじめから「空洞化」しているということの意味する。現時点でそういう状況だから、今抜本的な改革をし損なえば、10年、20年先に日本の司法は時代の要請に応えられない時代遅れの司法だと指弾されようになることは明白である。

すでに現在の司法の中で知的財産裁判案件はしかるべく処理されているとの指摘もあるが、「改革」が目に見える格好になることが肝要。

2、「裁判員制度」=この制度は司法への国民参加の象徴的は制度であり、政府が国民をどれだけ信頼し尊重しているかのバロメーターになる。特にそれを具体的に示す象徴的なものは、裁判員の数であろう。

まず、G8諸国の中で裁判員制度のような国民参加の制度がないのは日本だけではないか。陪審制度の米国、英国、カナダでも重大の裁判において無作為で12人の陪審員が選ばれる。参審制度のフランスでは9人、イタリアでも6人など、この制度がある国では国民の司法への参加を重視する姿勢が数字で明白になっているようである。米国では陪審員が少ないと社会の少数者の意見が反映されない、社会常識が生かされにくいなどといったことが指摘されている。また、6人未満は「違憲」だと指摘も米国にはあるという。これらのことをどう考えるか。また陪審員の数だけでなく、裁判官の数をめぐる議論もあるようである。現在の3人一組で裁判官が加わる制度のプラス、マイナスを点検して欲しい。1人でいいのなら裁判において裁判官が増えたと同じ効果があり、結果として裁判の迅速化が確保される。なぜ、3人なのか。2人ではどうか。1人の場合はどうか。司法を変えるという新しい視点で点検してほしい。